

仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務委託

公募型提案審査随意契約(プロポーザル)募集要領

1 プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 委託業務名

仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務委託

(2) 業務目的

令和7年度において、新たに地場産品（ふるさと納税返礼品を含む。以下「地場産品」という。）となる仙台産農産物及び農産加工品（以下「農産品」という。）の掘り起こし、農業者への収益向上の助言（ふるさと納税返礼品登録制度の活用を含む）、商品ブラッシュアップを民間事業者へ委託することにより、民間事業者が持つノウハウを活用し、魅力ある地場産品の発掘と農業者の収益向上を図ってきた。

その中で、次の課題があることが分かった。

ア 新たな地場産品の開発については、農業者の取組意向に一定の幅がある状況となっている。

イ ふるさと納税返礼品への登録は制度上一定の手続期間を要することから、出品後の成果を適切に評価するためには、概ね2年以上の期間を見込んだ検証が必要となる。

ウ 農業者は日々の農作業に多くの時間を割いており、限られた時間内で事務手続きを行うためには、個々の状況に応じた丁寧な支援が求められている。

エ 全国市場における仙台産農産物の認知度には改善の余地があり、県外消費者から選択されるためには、他産地との差別化を戦略的に推進する必要がある。

そこで、地場産品の掘り起こしを継続しつつ、農業者への収益向上の助言（ふるさと納税返礼品登録制度の活用を含む）を強化し、成功事例を創出する。さらに、東京からアクセス1時間半の仙台市内には、レストランやワイナリー、温泉旅館等があり、現地で仙台の地域資源の魅力を感じることができることから、農業者等と連携しながら、地域資源を活用した魅力あるガストロノミー・ツーリズム（その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的

としたツーリズム)を企画し県外からの観光宿泊客をターゲットとして誘客を促進する。そして、仙台市の農産品のファンを獲得することで、農業者のさらなる収益向上をめざす。

(3) 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりとする(詳細は、別紙「仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務委託仕様書」参照のこと)。

- ア 農産品を活用した、土産品等の発掘及びPRに関する業務
- イ ふるさと納税返礼品取扱事業者及び農業者(以下「農業者等」という。)、登録希望農業者等への対応
- ウ 農業者等向けセミナーの開催
- エ 土産品等開発を通じた農業振興・地域経済発展につながる提案
- オ 地域資源を活用した農と食の体験ツーリズムの企画・開催

(4) 委託契約上限額

金5,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記には、本業務にかかる一切の費用が含まれるものとする。

(5) 採択者数

1社

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

3 参加資格

企画提案書を提出しようとする者は、参加表明書提出時において次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) ふるさと納税業務のノウハウを有し、本業務を誠実かつ確実に履行する能力を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 受付期限内に仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(仙台市税が課税されていない者は、現在の主たる事業所所在市町村が課する市町村税を滞納していないこと。東京23区に所在する場合は法人都民税を滞納していないこと)。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中の団体でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 スケジュール（予定）

令和8年

3月 2日（月）	公募開始
3月 6日（金）	質問書等の提出締切(午後5時)
3月10日（火）	質問に対する回答
3月13日（金）	参加表明書等の提出締切(午後5時)
3月19日（木）	企画提案書等の提出締切(午後5時)
3月27日（金） 予定	ヒアリング及び企画提案審査委員会の実施
3月下旬	審査結果通知(優先交渉権者決定予定) 業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
4月上旬	契約締結及び業務開始

5 質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和8年3月6日(金)午後5時までに所定の質問書(様式第4号)に要旨を簡潔に記載し、次の電子メールアドレス宛てに送信すること。〈電子メールアドレス〉kei008130@city.sendai.jp
なお、電子メールの件名は「仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務質問書(事業者名)」とすること。
- (2) 質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問者に電子メールで回答するとともに、仙台市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メール（送信後、担当課宛てに電話連絡すること。）

電子メールの標題は「仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務に係るプロポーザル参加について（事業者名）」とすること。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号） ※パンフレットデータ等の添付可

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 応募申込書(様式第5号) 1部
- イ 企画提案書(任意様式) 正本1部 副本5部
※パンフレット、写真、イメージ図等の添付可
- ウ 業務体制の概要、受託責任者及び担当者(任意様式) 正本1部 副本5部
- エ 類似業務等の実績(任意様式) 正本1部 副本5部
- オ 見積書(任意様式) 正本1部 副本5部
- カ 誓約書(様式第3号) 1部
- キ 市税の滞納がないことの証明書 1部

※本市区役所税務会計課又は総合支所税務住民課において、参加表明書の提出日以前30日以内に「市税の滞納がないことの証明書」の交付(1通300円の手数料が必要)を受け、写し1部を提出すること。

※現在の主たる事業所所在地が仙台市外の場合、上記に加え、現在の主たる事業所所在地市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類(東京23区に所在する場合は法人都民税の滞納がないことを証明する書類)の写し1部を提出すること。

- ク 消費税及び地方消費税に関する証明書 1部
(納税証明書又は未完納のない証明書、写し可)
- ケ 財務諸表(直近2カ年分) 1部
- コ 履歴事項全部証明書の写し 1部

(2) 提出期限

令和8年3月19日(木) 午後5時必着

なお、期限までにそれぞれの書類の提出がない場合は、参加申し込みを辞退又は取り下げたものとみなす。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、(2)の提出期限まで必着とする。

(4) 受付場所

〒980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階(市役所表小路仮庁舎)

仙台市経済局農業振興課

電話022(214)8266 ※ 休日を除く午前9時から午後5時まで受付

(5) 留意事項

- ア 正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を

使用しないこと。

- イ 提出期限までに上記 7 の提出書類が到達しなかった場合は、失格とする。
- ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- エ 提案書の用紙サイズは A 4（縦横不問）両面印刷とし、様式や装丁は指定しない。
- オ 仕様書（5 業務内容）及び別紙の評価基準の内容を踏まえた企画提案を行い、次に挙げる事項については必ず記載すること。
 - （ア）業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイント。
 - （イ）業務遂行の体制（組織図、業務責任者、業務担当者、スタッフの専門性等）。
 - （ウ）類似業務の実績、もしくはこれと同等の能力を有すると認められる類似業務の受託実績。
- カ 見積書は A 4 版で作成し、業務内容項目及び経費の詳細が分かるよう内訳を記載すること。本業務委託に要する全ての経費を算定根拠及び積算内訳（単価、%など）がわかるように見積もること（消費税等を含む）。
- キ 提案書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ク 虚偽の記載をした提案及び上記 2（4）に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。
- ケ 仕様書に記載する業務内容以外の業務について追加提案することができる（企画提案書の該当箇所にその旨を明示すること）。
- コ 専門用語を多用しない等、わかりやすさ、読みやすさに努めること。
 - ※ 提案書類等は仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になるので、同条例第 7 条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となります。

8 辞退届（様式第 6 号）について

参加表明書等の提出後、または企画提案書等の提出後に本業務に係る企画提案を辞退する場合に提出すること。なお、提出済みの書類は返却しない。

9 審査及び選定方法等

(1) 審査方法

審査及び受託候補者の選定は、「仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、後述（4）で示す評価基準及びヒアリングをもとに審査を行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

なお、応募者多数の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、別紙「審査項目・基準及び配点表」の項目による審査により、ヒアリング対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、ヒアリング対象とならなかった提案者に対しては、電子メール等により通知する。

また、応募者が1者のみの場合は、上記と同様に書類選考を実施したうえでヒアリング実施について協議を行う場合がある。協議の結果、ヒアリングを実施しないと判断された場合は、電子メール等により通知する。

(2) 審査委員会の委員構成

審査委員長	仙台市経済局農林部長
審査委員	仙台市経済局農業振興課長
審査委員	仙台市経済局経済企画課長

(3) ヒアリング

ア 開催日時は、令和8年3月27日（金）の午後（予定）とする。

※個別の時間は、対象者に対して令和8年3月25日（水）までに別途電子メールにて通知する予定。

イ 開催場所は、仙台パークビル9階「経済局第1会議室」とする。

ウ 提案者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1者につき内容の説明は15分以内、質疑応答は10分程度とする。なお、提案者からの出席は3名まで認める。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料等の配布は認めない。

オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、提案を無効とする。ただし、審査委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

(4) 審査項目・基準及び配点

別紙「審査項目・基準及び配点表」のとおり

(5) 受託候補者の特定

ア 審査委員は、それぞれの内容について、別紙「審査項目・基準及び配点」に基づき採点を行う。

イ 採点終了後、すべての審査委員の採点結果のとりまとめを行う。

ウ イの結果により、各審査委員の合計点が最も高い提案者（以下、「最高得点者」という。）を受託候補者、2番目に高い提案者を「次点候補者」としてそれぞれ特定する。

エ やむを得ない事由により最高得点者と契約交渉ができない場合は、次点候補者と交渉を行う。

オ 採点された評価の合計点が同点の場合については、以下のとおりとする。

(ア) 各審査委員の評価で1位が多い提案者を優先する。

- (イ) (ア) が同数の場合は、審査委員長が高い評価をした提案者を優先する。
- カ 審査結果については、全ての提案者に対して、書面により通知する。なお、非特定理由については、通知日から 7 日以内（土日及び祝日を除く）に書面（任意様式）での説明があった場合は、書面を受理した日から 10 日以内（土日及び祝日を除く）に、書面で回答する。※評価結果等についての電話等での問合せには応じない。

1 0 委託契約の締結

- (1) 優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。
- (2) 契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、仙台市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約の締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- (4) 本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとするが、提案書又は事業費見積書と現場の数量等が相違しても精算は行わないものとする。

1 1 提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとし、本要領 9（4）の手続きによる順位を繰り上げる。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合又は契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正な記載があった場合
- (4) 本要領 2（4）に示す委託上限額を超える金額を積算した場合

1 2 著作権について

- (1) 業務遂行上に発注者が取得した資料や報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡しの時に、発注者へ無償で譲渡されるものとする。
- (2) 写真及びイラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して人格権を主張しないものとする。
- (3) 写真、イラスト又は地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用

の確認や加工の可否について書面等で確認を行うものとし、許諾が得られたもののみ使用すること。

1 3 担当課

仙台市経済局農林部農業振興課 農食ビジネス推進室 担当：石川

〒980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階（市役所表小路仮庁舎）

電話：022-214-8266（直通） FAX：022-214-8338

電子メールアドレス：kei008130@city.sendai.jp

別紙

「仙台産農産物活用によるガストロノミー・ツーリズム等促進業務」

審査項目・基準及び配点表

審査項目		配点
(1) 業務理解と取組姿勢	提案内容が業務内容を正しく理解したものととなっているか	10
	業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイントが具体的かつ明確に示されており、それが本業務に沿ったものか	10
(2) 業務の遂行能力	本業務と同趣旨の業務について類似業務の実績、もしくはこれと同等の能力を有すると認められる類似業務の受託実績があり、業務を遂行できる能力及び組織体制を有しているか	20
	寄附額の増加につながる返礼品の掘り起こしや返礼品の改良を推進する提案がなされているか	20
	ふるさと納税返礼品取扱農業者等及び、登録希望農業者等からの問合せや相談に適切な対応ができるか	20
	仙台産農産物を活用したガストロノミー・ツーリズム等を促進するための効果的な PR やプロモーションの内容や手法が具体的に示されているか	20
(3) 業務経費の合理性・妥当性	提案内容に見合った適切な見積金額か	10
(4) 本店所在地等	仙台市内に本店があるか 再委託や物品調達を行う場合には、仙台市内に本店を有する事業者を受注先として指定するなど、地域経済への配慮がなされているか	10
(5) 追加提案	業務目的を達成するうえで効果的な提案といえるか 提案内容と見積書の整合性が取られており、合理的なものか	10
合 計		130

